

函館工業高等専門学校における文部科学大臣が定める学修に係る
単位修得の認定に関する規則

平成7年12月18日

函高専達第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館工業高等専門学校学則第28条の3の規定に基づき、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における文部科学大臣が定める学修(以下「検定試験等」という。)の合格又は成果に係るもの(以下「特別学修」という。)の授業科目の単位修得の認定に関し、必要な事項を定める。

(単位修得の認定対象)

第2条 本校において、授業科目の単位修得を認定することができる検定試験等は、教務委員会が別に定める。

(認定の申請)

第3条 本校在学中、特別学修による授業科目の単位修得の認定を受けようとする者は、教務委員会が別に定める「特別学修による単位修得認定申請書」に合格を証明する書類を添付し、校長に申請しなければならない。

(授業科目の単位修得の認定及び評定)

第4条 前条の規定により申請のあった特別学修について、授業科目の単位修得の認定及び評定に関する取扱いは、教務委員会が別に定める。

2 単位認定は、教務委員会の審議に基づき、校長が行う。

附 則

この規則は、平成7年12月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年8月4日から施行する。
- 2 この規則第4条の規定にかかわらず、平成25年3月29日改正の学則附則第2項に規定する学科に在学する者については、次の各号による。
 - (1) 第3条の規則により申請のあった特別学修については、本校における授業科目「英語演習」(第5学年に開設のものに限る。)を履修したものとみなし、別表に示す単位数のうち、相当する単位数の修得を認定することができる。
 - (2) 前号に規定する単位修得の認定は、附則別表に掲げる技能審査の種別ごとに行う。
 - (3) 前2号に規定する単位修得の認定は、申請のあった年度の翌年度の授業科目について行う。
 - (4) 前3号により、既に単位修得を認定されている者が、新たに上位の級の技能審査に合格した場合は、新たに合格した技能審査の級に対応する単位数から既に認定されている単位数を減じて得た単位数を認定することができる。
 - (5) 単位修得の認定は、教務委員会の審議に基づき、校長が行う。
- 3 この規則第5条の規定にかかわらず、前項により単位の修得を認定された「英語演習」の評定は、「優」とする。

附則別表

技能審査の種別	級等	単位数
実用英語技能検定試験	準1級以上	3
	2級	2
工業英語能力検定試験	2級以上	3
工業英語能力検定試験及び実用英語技能検定試験	工業英語能力検定試験 3級かつ、実用英語技能検定試験準2級	1
TOEIC	730点以上	3
	550点～	2
	450点～	1

附 則(令和2年5月18日函高専達第1号)
この規則は、令和2年5月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。